

平尾地区の住所変更に関する説明会

実施日：平成31年1月20日（日） 午前10時～及び午後2時～
1月21日（月） 午後7時～

質疑応答

【問】 郵便物はいつまで届きますか。郵便局に転居（転送）の手続きは必要ですか。

【答】 変更後2年程度は、旧住所でも配達されると郵便局に確認しています。個別に転居（転送）の手続きをしていただく必要はありません。

【問】 2年が過ぎた場合でも、転居（転送）の手続きをすれば、配達されますか。

【答】 この質問に対する回答は、郵便局に確認し市ホームページに掲載します。期間中に、できるだけ住所変更の手続きをしていただくようお願いいたします。

※郵便局からの回答

引越してはいたため、転居（転送）の手続きはありません。配達誤りを防ぐためにも、できるだけ早く住所変更をお願いいたします。

【問】 郵便の他に、宅配便等も旧住所で配達されますか。

【答】 関係機関には周知をいたします。

【問】 住宅取得控除について、前渡しされる10年分の申告書には旧住所が記載されているが、そのまま申告できますか。申告書の再発行は必要ですか。

【答】 この質問に対する回答は、税務署に確認し市ホームページに掲載します。

※日野税務署からの回答

住宅借入金等特別控除証明書（住宅借入金等特別控除申告書）に記載された住所は、旧住所のままでも使用できます。

【問】 住居番号表示板は、付けないといけませんか。付ける場所は決まっていますか。

【答】 平尾地区の住所整理は、町界町名地番整理という手法で実施しています。「住居表示に関する法律」に基づくものではありませんので、住居番号表示板を掲示する義務はありません。表示板は住所をわかりやすくする目的で配布しておりますので、掲示にご協力をお願いいたします。なお、掲示場所に指定はありませんが、外部からわかりやすい箇所に掲示をお願いいたします。

【問】 戸籍の附票は書き換わりますか。

【答】 市が手続きをし、書き換わります。

【問】 家族が市外に住んでいますが、本籍は平尾に残っています。手続きは必要ですか。

【答】 該当区域内にある本籍は市が書き換えますので、手続は必要ありません。

【問】 証明書の申請は休日でもできますか。

【答】 毎月第2日曜日、第4土曜日に市役所は休日開庁を行っておりますので、その日

に申請ができます。なお、平尾出張所、若葉台出張所は休日開庁を行っておりませんので、ご注意ください。

【問】 住民票の書き換えは、どれくらいの期間がかかりますか。

【答】 3月2日中に書き換わります。3月2日と3日は住民票等のコンビニ交付を休止します。

【問】 住所変更手続きをする場合、同封の通知類はコピーでも手続きできますか。

【答】 コピーで手続きが可能かどうかは、各手続き先にご確認をお願いします。